

○鹿児島県警察における交通反則行為処理手続の専決に関する訓令 (昭和43.6.27 鹿児島県警察本部訓令15)

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の規定による通告に関する事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

(本部長の決裁事項)

第2条 次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 反則金相当額または反則金の返還の決定
- (2) 警察本部長指揮に該当する交通反則事件の処理
- (3) 前各号のほか、とくに重要な事項

(交通部長の専決事項)

第3条 交通部長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 法第128条第1項の政令で定めるやむを得ない理由の認定に関すること。
- (2) 本部長がみずから処理する事項以外のものであつて、重要と認められる事項

(交通指導課長の専決事項)

第4条 交通指導課長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 法第127条第2項の規定に基づく通知および通告の決定
- (2) 交通反則事件として検察庁から逆送された事件の処理
- (3) 本部長または交通部長がみずから処理する事項以外のもので、必要と認められる事項

(通告官の専決事項)

第5条 通告官は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 法第127条第1項の規定による交付通告および送付通告に関すること。
- (2) 法第129条第2項の規定による公示通告に関すること。
- (3) 交通反則事件として交通反則通告センターに報告された事件のうちで、刑事事件として送致する事件の送致に関すること。

- (4) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第52条の規定による納付書の再交付に関すること。
- (5) 本部長、交通部長および交通指導課長が、みずから処理する事項以外のもので、必要と認められる事項
(警察署長の専決事項)

第6条 警察署長は、施行令第52条の規定による納付書の再交付に関することについて専決することができる。

附 則

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。